

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月2日(月)午後1時30分から午後2時5分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (44名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
		12番	竹葉 邦政
13番	谷本 宏明	14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
		18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫		
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓土
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (2名)

農業委員 11番 清家 儀三郎

最適化推進委員 8番 瀧水 朝男

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

19番 松本 武雄 22番 安並 繁行

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
- 報告第3号 諸証明について
- 報告第4号 農地転用事業計画変更申請書について
- 報告第5号 農地転用確認交付申請書について
- 報告第6号 農地法第4・5条許可について
- 報告第7号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第8号 宇和島農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見について
(令和3年6月16日～令和3年7月15日までの事務局処理事案)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗	農政係長	河野 公孝
------	-------	------	-------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切り替えをお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年8月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

失礼いたします。連日暑い日が続いておりますが、皆様方にはお変わりはないという風に思っております。暑いと申しましても7日の土曜日には立秋でございます。暦の上ではもう秋という事になる訳ですが、暑さはこれからかなという風に感じております。連日30℃以上の日が続いております、コロナの上に猛暑が襲いかかるという状況でございます。日本の国土を考えてみますと広い訳ですけども、九州や関東近辺では大雨が降っているという状況で、こちらでは少し雨が欲しいなという状況になって参りました。6日から雨のマークが出ている訳なのですが、まあこれもどうなるか分からないなという風な状況でございます。

コロナの方はデルタ株と言うのが流行っている様でして、宇和島市でもポロポロ出てきたようでございます。愛媛県も約2ヶ月なかった訳ですが、十数名が出ている訳でございます、そういう中でもワクチン接種はどんどん進んでいる訳でございます、明日からは45歳以上の方の受付が始まってくるという状況になっております。

現在の状況をちょっと聞き合わせてみました。12歳以上の人口の中でですね1回目の接種が終わっている方が46.84%、2回目が終わっている方が38.25%でございます。もう4割近くの方が接種を終わっているという風な状況でございます。

なお65歳以上に限定しますと、1回の接種の方が88.38%。2回目の方が81.91%という状況になっております。もう9割の方が受けられているという状況でございます、アレルギーがあったりどうしても受けたくないという方がいらっしゃいますので、もうこれ以上は増えないのかなと、9割というのがボーダーラインかなという風に思っておりますけれども、これだけの方が受けられているという状況でございます、その中でも受けていない若い方達が、この宇和島につきましては比較的、真面目で夜の街も静かなのですが、関東の方では非常に頻繁に路上飲みとかあるようございまして、これから益々患者が増えていくというので非常に心配している訳でございますが、皆様方はそういう状況がないように気を付けて、なるべく早くワクチンを打っていただきますようお願いを申し上げます。

今日も非常に重要な案件が揃っております。十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。今月は農業委員の清家委員、推進委員の瀧水委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に松本委員、安並委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

37番について説明させていただきます。所有権移転になります。譲渡人の〇〇〇〇〇さんから△△△△さんに園地を買って欲しいという申し出があったという事です。□□□□さんの園地は◇◇◇◇さんの園地と隣接しております。何ら問題ないと思っております。

《薬師寺委員》

38番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢でもう施設に入っているために、今までその園地を作っていた△△△△さんを買ってもらえたらという事を以前から言っていたらしいのですが、今回、二人の意見が一致しましてまことに所有権移転という事になりました。何の問題も有りません。

《赤松俊雄委員》

失礼します。39番の〇〇〇〇さんから△△△△さんに交換分合みたいな形になるのですが、40番の□□□□さんから◇◇◇◇さんという事で別に問題ないと思えます。

《中尾委員》

41番、所有権の移転であります。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在〇〇に住んでおられ、耕作が不可能であり、この度、経営拡大のために△△△△さんが購入される事となりました。□□□□さんは□□を退職後、大変熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本豊紀委員》

10番についてご説明いたします。本件は譲渡人と譲受人は親子でございまして、息子さんが新たに家を建てられるために、現在倉庫と若干の野菜作りをしている所なのですが、そこに家を建築されて住まわれるという案件でございます。

写真を見ていただいたら分かりますように、2面道路に面しておりまして、背面は水路を挟んで果樹園地がございまして。若干、日当たり等は影響が出るかもしれませんが、ミカンの品質を左右するところまでは至らない。こういう園地は沢山ございまして、まず問題なからうという風に判断しておりまして、先日、会長さん始め関係各

位で現地調査を行ないました。

《土居和宏委員》

1 1 番について説明いたします。貸出の〇〇〇〇さんは△△△△の代表でございます、その関係についてはご本人同士という事でございます。

なお、資材置場と駐車場にされるという事でございます、近隣の方へも十分周知されて対応されていらっしゃるという事も聞いております。何ら問題ないと思いません。

《廣見委員》

1 2 番について説明をいたします。借受人の〇〇〇〇さんは現在、借家住まいでありまして、家を建てたくて土地を探しておりました所、義理のお父さんに当たります△△△△さんの畑を借りて家を建てる事となり使用貸借権を設定しました。

去る7月29日に小清水会長さん始め事務局の皆さんと現地調査をしました。この土地は以前、国土調査が終わっており境界もしっかりしており、丁度横に河川が流れており排水面も何ら問題ありません。

《竹葉委員》

失礼します。1 3 番についてご説明申し上げます。譲渡人の〇〇〇〇さんは79歳という高齢でございます。跡取りさんも居なくて農業をするのも難しいという事で、今回、△△△△さんと話がまとまり、分譲宅地として利用する事になりました。

まあ写真を見て頂いたら分かる通り周りは住宅に囲まれており側面道路で、道を隔てて園地はありますが、農地に対する影響はないかと思われまます。工事の際には土砂の流出のないように気を付けていただくようお願いして、先月の29日に会長始め事務局の皆さんと確認をして参りました。何ら問題ないかと思われまます。

《三好委員》

1 4 番について説明をいたします。この土地は共同住宅の転用という事で7月12日に自治会長さんが現地調査を実施しております。29日には小清水会長始め事務局の方と現地調査を行っております。特に問題はないと思えます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《土居和宏委員》

失礼します。100番について説明いたします。更新でございます。利用権設定を受ける〇〇〇〇さん、キッチンと耕作をされておられますので何ら問題はないと思います。

《畠山委員》

101番について説明します。101番については更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作することなので何ら問題は有りません。

《黒田委員》

失礼いたします。102番、103番について説明申し上げます。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは、非常に体も元気で、今専業農家として頑張っておられます。更新でございます。利用権設定をする人も同じ集落内に住んでおり、水利上も全く問題ないし、何ら問題はないと思います。

《安並委員》

104番。更新でございます。〇〇〇〇さんは元気な方で熱心に農業をやっておられます。何ら問題はないと思います。

《小清水委員》

105番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは◇◇◇で〇〇を経営されておりまして、農業は全然やっておりません。この4筆につきましては、他の方がこれまで借りて水田を耕作しておった訳なのですが、高齢化に伴いまして、もう返すという事で新しく△△△△さんが田んぼを当たって営農されるという事でございます。□

□□□さんはドローン等を積極的にやられておりました、何ら問題ないと思います。

106番につきましては、○○○○さんは□□□□にお勤めをしています。これまでこの土地は、△△△△さんの親戚の方が耕作をされていたのですが、高齢化に伴いましてもうやれないという事で、丁度隣接に農地があります□□□□さんがその一部を当たって果樹をやられるということです。◇◇◇◇さんも若くて非常に熱心に農業をやられている方でございます、何ら問題ないと思っております。

107番につきましては、○○○○さん。息子さんも農業をやられているのですが、隣接で耕作している△△△△さんは畑を増やしたいという事で、この度新規で貸借を結ぶようになっております。□□□□さんも若くして農業をやっておられまして、非常に熱心でございます。何ら問題ないという風に思っております。以上です。

《赤松利彦委員》

108番、○○○○さんが高齢のため△△△△さんが新規で耕作をするという事で、何ら問題ないと思います。

《上田委員》

14番について説明させていただきます。○○○○さんは高齢のため△△△△さんが耕作をするという事で何ら問題はないと思います。

《森委員》

15番。○○○○さんの隣の△△△△さんの畑が荒れておりますので、□□□□さんが耕作をするという事です。◇◇◇◇さんは熱心で何ら問題はないと思います。

《宮口委員》

失礼します。16番について説明いたします。○○○○さんの土地を△△△△さんが購入してしたいという事で、□□□□さんは今、◇◇◇◇の会長でもありますし、まだ農業をして3、4年なのですが、○○○○という事でとても体力もありますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

議案第4号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について審議を依頼されたものです。内容につきましては、農林課の河野係長より説明をお願いいたします。

《農林課 河野係長》

（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)を基に朗読、説明）

《 会 長 》

説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年8月定例総会の議案を終了いたします。